

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護士谷内庄太郎、同宮林彦九郎の上告趣意は、違憲（三一条）をいう点は、実質は単なる法令違反の主張であり（第一審判決の認定した事実関係のもとにおいては、本件が業務上失火罪に該当するとした原審の判断は正当である）、その余の論旨は、事実誤認、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四二年一〇月一二日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	松	田	二	郎
裁判官	岩	田		誠
裁判官	大	隅	健	一 郎